平成２５年（フ）第１１７号
福岡県飯塚市川津431番地２　フラット７肘井15号
債務者　藤松　勝利
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１１８号
福岡県飯塚市潤野67番地９　ハッピネス弐番館202号
債務者　小島　弘基
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４４０号
大分市大字下郡1510番地の39　佐藤アパート11
債務者　松田　順一
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７８号
岩手県花巻市石鳥谷町大瀬川第３地割17番地、旧住所岩手県花巻市石鳥谷町好地第15地割１番地
債務者　川村　みえ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３８０４号
大阪府寝屋川市明徳２丁目14番28―205号
債務者　沖中　　博
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５８８号
大阪府大東市朋来２丁目27番1103号、前住所大阪府大東市御領３丁目12番10号
債務者　西谷　　豊
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８５２号
大阪府寝屋川市田井町14番11号
債務者　小野　鈴子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３９８号
大阪市中央区南船場１丁目４番28―601号
債務者　端迫　　巽
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４１８号
大阪府枚方市田口３丁目３番10号
債務者　松本　香苗
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４５８号
大阪府高槻市北園町４番18号
債務者　藤永　二郎
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４６１号
大阪市城東区関目２丁目18番４―304号
債務者　大野　直美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４６２号
大阪市城東区関目２丁目18番４―304号
債務者　大野しのぶ
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７号
兵庫県養父市大屋町大屋市場391番地１
債務者　田村恵里子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
高知県四万十市西土佐江川崎897番地
債務者　濵田　　城
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第４３号
高知県宿毛市中央２丁目８番７号
債務者　長尾　由美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第１３５号
福島県郡山市舞木町字間明田104番地　郡山せいわ園内
債務者　波多　幸作
法定代理人成年後見人　柾谷　智徳
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第５８８号
千葉県柏市つくしが丘１丁目13番25号
債務者　安藤きく江
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

第明治三二十種郵便物認可